

○仙台市議会傍聴規則

昭和四三年四月二二日

仙台市議会告示第一号

改正 平成二年八月議会告示第一号

平成一二年六月議会告示第一号

平成三〇年二月告示第一号

令和七年五月告示第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）

第百三十条第三項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券の交付等)

第三条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 報道関係者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。

(傍聴券)

第四条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 団体傍聴券は、団体で傍聴しようとする場合にその代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(平一二、六・令七、五・改正)

(傍聴券への記入)

第五条 一般傍聴券の交付を受けた者は、これに住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体傍聴券には、次に掲げる事項の全てを記入しなければならない。

一 団体の名称

二 団体の人員

三 団体の代表者又は責任者の住所

四 団体の代表者又は責任者の氏名

3 前条第三項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

(平一二、六・令七、五・改正)

(傍聴人の入場)

第六条 傍聴人が一般席に入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券（前条第三項の

名簿を含む。次条及び第八条において同じ。)を係員に提示しなければならない。

(令七、五・改正)

(傍聴券の提示)

第七条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第八条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(令七、五・改正)

(傍聴人の定員)

第九条 一般席の傍聴人の定員は、九十四名とする。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(平一二、六・平三〇、二・令七、五・改正)

(議場への入場禁止)

第十条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他危険な物を持っている者
 - 二 ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - 三 酒気を帯びていると認められる者
 - 四 その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
 - 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(平二、八・平一二、六・令七、五・改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場

に現在する者に対して示威的行為をしないこと

三 飲食又は喫煙をしないこと

四 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること

五 その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと

(平一二、六・令七、五・改正)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第十三条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(平一二、六・令七、五・改正)

(傍聴人の退場)

第十四条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(令七、五・改正)

(係員の指示)

第十五条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(平一二、六・令七、五・改正)

(違反に対する措置)

第十六条 法第三百十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(令七、五・改正)

附 則

1 この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

2 仙台市議会傍聴規則（昭和二十二年六月二日告示）は、廃止する。

附 則（平二、八・改正）

この規則は、平成二年九月一日から施行する。

附 則（平一二、六・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平三〇、二・改正）

この規則は、平成三十年二月二日から施行する。

附 則（令七、五・改正）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。